

日華共同防敵軍事協定 (1918-1921 年) はなぜ終結したのか —同盟終結に関する理論的分析の一試論—

柴 田 佳 祐

目次

はじめに

第 1 節 日本の同盟行動に関する議論—先行研究の検討

- (1) 先行研究
- (2) 先行研究の問題点

第 2 節 分析枠組みと方法論

- (1) 分析枠組み
- (2) 方法論と事例選択の基準
- (3) 史料について

第 3 節 日華共同防敵軍事協定の締結とその背景

- (1) 当時の国際環境
- (2) 中国の国内状況と段祺瑞政権
- (3) 軍事協定の内容とその目的

第 4 節 事例分析—日華共同防敵軍事協定の終結過程

- (1) 国際システムレベルの要因—脅威の存在
- (2) 国内政治レベルの要因—政治的支持基盤の存在

おわりに

はじめに

同盟関係はなぜ、どのようにして終わるのだろうか。本稿は、1918 年から 1921 年にかけて日本と中国との間で締結されていた、日華共同防敵軍事協定の終結を事例に、この問いに答える。日華共同防敵軍事協定とは、1918 年 5 月 16 日に日中陸軍共同防敵軍事協定が、同 19 日に海軍共同防敵軍事協定がそれぞれ調印されたことで成立した。軍事協定の名目は、日本・中国にとって共通の敵であるドイツ及びオーストリアに対する軍事的共同行動をとること

であった。1917年8月14日、段祺瑞政権がドイツ・オーストリアに宣戦布告し、第一次世界大戦に参戦したことで日中両国は形式上、ドイツ・オーストリアという共通の敵を持つことになったからである。しかし実際のところ、日本は、この軍事協定によって段祺瑞政権を軍事的・政治的に援助し、段政権を通じて中国における日本の優位を確立することを狙っていた。

この日華共同防敵軍事協定の終結過程において最も重要なのは、段政権が最後まで軍事協定の存続を希望しており、日本側にも軍事協定を存続させる意思は十分存在したにもかかわらず、なぜ軍事協定は終結したのか、という点である。また、もう一つ説明されなければならないのは、この軍事協定はなぜ、1921年という特定のタイミングで集結したのか、ということである。軍事協定がなぜ、この特定のタイミングで終結したのかについては、明示的に説明されていない。

日華共同防敵軍事協定の終結過程に関して、先行研究は、「これを廃止に追いつめた力は、基本的には学生・一般国民の力であった。段祺瑞らは何としても軍事協定を存続させたかったし、型をかえてでも別のものを考えたが、その企図をも打ち砕き、存続を許さなかったのは、学生・一般国民の世論⁽¹⁾」であったとする。つまり、軍事協定の終結要因は、中国国内における世論の反発という、国内政治的要因であるとされている。

しかし、この説明は同盟終結過程の因果関係を適切に説明するには不十分ではなかろうか。ここでは軍事協定の終結要因を世論であるとしているが、実際のところは、軍事協定は締結当初からその終結に至るまで、一貫して中国国内において厳しく批判されていた。つまり、同盟の終結をもたらす要因は絶えず存在していたということになる。だとすれば、同盟の終結は実際よりももっと早くに実現していた可能性も考えられるし、反対に、もっと遅かった可能性も考えられる。いずれにせよ、先行研究が指摘する世論の要因のみ

(1) 前掲、菅野、pp. 23-37.

では、終結が特定の時期にもたらされたという、タイミングの問題をうまく説明できない。

また、先行研究のように、世論という国内政治レベルでの要因のみによる説明も、国際政治現象を説明するには不十分ではないだろうか。なぜなら、国際政治においてある事柄がなぜ発生したのかを解明しようとする際には、個人レベルの分析（人々の行動の理由を解明すること）によって最大の説明力が得られるのか、また、国内政治レベルの分析（個々の国家の中で生じることを解明すること）によって最大の説明力が得られるのか、あるいは国際システムレベルの分析（アクター間の相互作用を解明すること）によって最大の説明力が得られるのかを検討しなければならないからである⁽²⁾。ところが、先行研究においては、学生・一般国民の世論という国内レベルの要因を強調しており、国際システムレベル及び個人レベルの分析が十分であるとは言えない。複数の分析レベルに基づいてこそ、現実の終結過程をより正確に理解できるし、説明力の向上が可能となる。ゆえに、前述の三つのレベルに基づいて日華共同防敵軍事協定を再検討することは、歴史的事実の詳細な理解に寄与しうるという意味でも、それ自体として重要である。以下では、日華共同防敵軍事協定の終結過程を概観した上で、国際システムレベルの要因と国内政治レベルの要因が軍事協定廃棄の意思決定にどのような影響を与えたのかを分析する⁽³⁾。

本稿は以下のような構成で議論を進める。第 1 節では、日本の同盟行動に関する議論を概観し、その特徴と問題点を指摘する。第二節では、明らかにした問題点を克服するための分析枠組みを提示し、併せて本稿における事例

(2) 異なる分析レベルの必要性に関する議論については、ジョセフ・S・ナイ・ジュニア、デイヴィッド・A・ウェルチ（田中明彦・村田晃嗣訳）『国際紛争 [原書第 10 版]』有斐閣、2017 年、pp. 60-81 を参照した。

(3) 以下、日華共同防敵軍事協定の終焉に至る事実関係を確認するために、適宜、前掲の菅野正「日中軍事協定の廃棄について」を参照した。

選択の基準と方法論について説明する。第3節では、分析に用いる事例である日華共同防敵軍事協定の締結とその背景について確認する。第4節では、具体的な事例分析を行い、事例の中で分析枠組みに示した論理がどのように作用したのかを示す。

1 日本の同盟行動に関する議論

(1) 先行研究

20世紀において日本が結んだ同盟は10件存在し、それらを締結順に並べれば、1902年の日英同盟、1916年の第4次日露協商、1918年の日華共同防敵軍事協定、1932年の日満議定書、1940年の日独伊三国同盟、1941年の日泰同盟、1943年の日緬同盟、日比同盟、日華同盟、そして戦後の日米同盟であるとされる⁽⁴⁾。

これらの事例について、先行研究では、同盟の締結及び運営という側面を扱った歴史研究が多く見られ、理論的な研究は少数である。例外的に、川崎剛は日本の同盟締結行動において「脅威の均衡」理論が成立するのか否か、体系的な仮説検証・理論的分析を行なっている。川崎は、過程追跡法に基づく検証によって、近代日本の同盟締結パターンは「脅威の均衡」論で説かれる行動様式に沿うものであり、脅威が出現すればそれに対抗する同盟が形成される傾向がかなり強く、勢力均衡現象をめぐる国際政治学者の論争において、日本のケースは通説支持の立場にあることを明らかにした⁽⁵⁾。

同盟の終結に焦点を当てた研究は少ないが⁽⁶⁾、日本が結んだ同盟の廃棄に

(4) 前掲、戸部、pp. 139-146 参照。また、川崎剛は、同盟を「主権国家同士の条約によって結ばれ、その条項（本文あるいは秘密上告にかかわらず）において第三国に対する相互の軍事援助の約束が明示されている」ものであると定義した上で、新しい同盟の締結を一事例と数えるのはもとより、既存の同盟の改訂も一事例と数え、15件の同盟を挙げている。前掲、川崎、pp115-128。

(5) 前掲、川崎「同盟締結理論と近代日本外交」

関して際立っているのは、同盟相手国ないし政府が消滅していることであると指摘されている。日露同盟、日満議定書、日独伊三国同盟、日比同盟、日華同盟がこれに該当する。日泰同盟と日緬同盟は日本の敗戦とともに事実上消滅した。日本が明確な決定と手続きによって廃棄した同盟は、日英同盟と日華共同防敵軍事協定だけである⁽⁷⁾。

同盟が二国間において締結されるものである以上、一方の当事者の消滅によって同盟が終結を迎えるのは当然の帰結であると言えよう。それでは、当事者の消滅によってもたらされたわけではない同盟の終結過程にはどのような要因が働いていたのであろうか。つまり、前述した日本の事例で言えば、日英同盟と日華共同防敵軍事協定の終結をもたらした要因はいかなるものであったのだろうか。これが問題となる。

日英同盟については多くの研究が存在しており、外交史研究者による説明がその中心である。例えばイアン・ニッシュは、日英同盟が衰退してもなお存続し得たのは実質的な利益ではなく、日英同盟それ自体が持つ威信や名誉、信頼感（センチメンタル・バリュー）であったと指摘する⁽⁸⁾。一方で、例えば、フィリップス・オブライエン（Phillips O'Brien）は、英国側のセンチメンタル・バリューの存在を否定している⁽⁹⁾。また、アントニー・ベスト（Antony Best）も同様の立場であり、同盟の終結過程での英国外交の自律性を強調している⁽¹⁰⁾。

(6) 例外的に、日英同盟の終焉に関する研究は以下が存在する。Ian H. Nish, *Alliance in Decline: A Study in Anglo-Japanese Relations, 1908-1928*, London: Athlone Press, 1972, Ian H. Nish, "Japan and the Ending of the Anglo-Japanese Alliance," in K. Bourne and D. C. Watt, eds., *Studies in International History: Essays Presented to W. Norton Medlicott*, London: Longman, 1967, pp. 369-384. イアン・ニッシュ「同盟のこだま——1920～31年の日英関係」細谷千博＝イアン・ニッシュ監修／木畑洋一・田中孝彦編『日英交流史 1600-2000 1——政治外交 1』東京大学出版会、2000年、pp. 251-278。

(7) 前掲、戸部「20世紀における日本の同盟政策」。

(8) Nish, op. cit., *Alliance in Decline*, p. 373, pp. 380-384, 391-392, 396-397.

(9) Phillips O'Brien, "Britain and the End of the Anglo-Japanese Alliance" in O'Brien ed., *The Anglo-Japanese Alliance, 1902-1922* (Routledge Curzon, 2004)

上述の先行研究を検討した中谷直司は、(1) 脅威の喪失と米国のパワーの増大というシステムの要因が最終的に同盟の継続を困難にしたこと、(2) 制度を欠く同盟にあってシステムレベルの解体圧力に抵抗力として働いたものがあつたとすれば、政策エリートのセンチメンタル・バリューの評価であつたこと、(3) 日本の更新希望は英国より強く所与の事実として扱えることで一致していると指摘する⁽¹¹⁾。その上で、中谷は日英同盟の終焉は、先行研究が重視してきた(1) 脅威の喪失、(2) 米国の反対圧力、(3) 英外交の選好の変化のいずれによつても説明できず、これらの要素が全て出揃つたあと、同盟の廃棄に直接つながる日米英間の国際政治は、米国のパワーの強弱ではなくコミットメントの信頼性をめぐつて展開したのだと指摘している⁽¹²⁾。

以上のように、日英同盟はその終結過程について研究が多く存在し、近年では理論的な枠組みを用いた分析も行われている。それでは、日華共同防敵軍事協定の場合はどうであろうか。日華共同防敵軍事協定の締結過程については、関寛治が寺内内閣における対中国政策決定過程を詳細に分析している⁽¹³⁾。また、横山久幸は、日本陸軍が行なつた中国向け武器輸出の観点から、日中軍事協定を分析している⁽¹⁴⁾。これらの研究の他にも、軍事協定の締結過程に注目した詳細な研究は存在するが、いずれもその終結過程については分析を行なっていない⁽¹⁵⁾。

本論の主題となる同盟の終結過程に注目した研究としては、菅野正のもの

(10) Antony Best, "The 'Ghost' of the Anglo-Japanese Alliance," *The Historical Journal*, 49 (3) 2006.

(11) 中谷直司「同盟はなぜ失われたのか——日英同盟の終焉過程の再検討 1919 - 1921」日本国際政治学会編『国際政治』第180号「国際政治研究の先端12」、2015年3月、pp. 111-125。

(12) 同上、中谷、pp. 122-123。

(13) 関寛治『現代東アジア国際環境の誕生』福村出版、1966年。

(14) 横山久幸「1918年の日中軍事協定と兵器同盟について」上智大学史学会『上智史学』第51号、2006年11月、pp. 49-75。

があげられる。彼は、五・四運動の展開の中で軍事協定がどのように扱われていったのかを分析しており、軍事協定を廃止に追い詰めたのは、当時の中国における学生・一般国民の世論の力であったと結論づけている⁽¹⁵⁾。

(2) 先行研究の問題点

以上を鑑みるに、日本の同盟行動に関する先行研究の多くは、歴史研究であり、理論的側面から事例を分析する試みは極端に少ないことが明らかとなった。また、歴史研究は豊富に存在するものの、それらの主題は、同盟の締結や運営といった側面に注目するものがほとんどであり、終結という側面に注目した研究が少ないのは海外の先行研究と同様である。

ただし、終結過程に注目した研究として、例外的に多くの研究が存在するのが日英同盟である。日英同盟は日華共同防敵軍事協定と並んで、近代日本外交史上において正式な手続きを経て終結した同盟である。日英同盟に関する研究が豊富に存在する一方で、日華共同防敵軍事協定の終焉に注目した研究はほとんど存在しない。この点は、理論的研究はもとより、歴史研究も同様である。

そして、日華共同防敵軍事協定に関する先行研究でなされている説明は、この軍事協定の終結の説明として十分であるか否かという点についても疑問が残る。日華共同防敵軍事協定の終結の原因に関して、先行研究は、「これを廃止に追いつめた力は、基本的には学生・一般国民の力であった。段祺瑞らは何としても軍事協定を存続させたかったし、型を変えてでも別のものを考

(15) 軍事協定の交渉過程に関するその他の研究として以下がある。白井勝美『日本と中国一大正時代』原書房、1972年。長嶺秀雄「1918年の日華共同防敵軍事協定について」軍事史学会編『軍事史学』1975年。山根幸夫・藤倉文子「日華軍事秘密協定と日・中の世論」『東京女子大学紀要「論集」』第38巻1号、1987年。James William Morley, *The Japanese Thrust into Siberia, 1918*, New York: Columbia University Press, 1957.

(16) 菅野正「日中軍事協定の廃棄について」『奈良史学』第4号、1986年12月、pp. 23-37。

えたが、その企図をも碎き、存続を許さなかったのは、学生・一般国民の世論」であったとする⁽¹⁷⁾。これは、『日本外交文書』及び外務省保管文書「日支軍事協約一件」、そして「松本記録」の史料解釈に基づいている。

ただ、軍事協定廃棄の原因を、学生・一般国民の世論の力だけで説明するのは不十分であると思われる。なぜならば、国際政治においてある事柄がなぜ発生したのかを解明しようとする際には、個人レベルの分析、国家レベルの分析、システムレベルの分析を複合的に用いる必要があると考えられるからである。

ところが、先行研究においては、学生・一般国民の世論という国家レベルの要因を強調しており、システム・レベル及び個人レベルの分析が欠落している。単一の分析レベルに基づく分析はしばしば不十分な説明をもたらすことが指摘されている。例えば、個人レベルの説明は、決定を下す者が誰なのかが真に問われる時に有益な説明となる。国際政治において、個人が時として重要であることには疑問の余地がない。しかし、個人が重要な場合があるのは確かだが、他のレベルを無視してもいいということにはならない。このことは他の二つの分析レベルの場合にも当てはまる。ゆえに、欠落した分析レベルを用いて新たに終結過程を再検討することは重要であり、先行研究の説明力の向上に貢献することが可能である。

2 分析枠組みの提示と方法論

(1) 分析枠組み

同盟の終結を分析する際には、同盟終結の推進要因とともに、その抑制要因をも考慮に入れる必要がある⁽¹⁸⁾。なぜなら、同盟終結に至った場合にも同

(17) 同上、菅野、p. 34。

(18) 以下第2節第1項で提示する分析枠組みの概要は、柴田佳祐「同盟終結要因の再検討—推進要因と抑制要因および比較考量のための分析枠組み」『広島法学』第44巻第1号（2020年7月）pp. 167-181に依拠している。

盟終結を抑制する要因は働いていた可能性があるからである。逆に、同盟終結を断念した場合にも、同盟終結を推進する要因が働いていた可能性があるからである。本論では、同盟の廃棄に至った事例としての日華共同防敵軍事協定を見ていくが、これらを包括的に捉えるために、①同盟終結の推進要因、②同盟終結の抑制要因、③これらを比較考量して判断する仕組みの「三点セット」を用いる⁽¹⁹⁾。

まず、同盟終結の推進要因であるが、一般的には、①国際体系が変化して、同盟を必要としなくなったり、現行の同盟政策を続けることが不適切になった場合、②敵対する側と比較して、自国のパワーや安全が強化された結果か、敵対している側のパワーの低下によって、自国の加わっている同盟の側の優位が得られた場合、③同盟相手国、とりわけ同盟の安全を請け負っている保証国のパワーが低下したか、あるいは、④同盟継続の意思が失われて同盟の信頼性に陰りが生じた場合、⑤同盟を支える国内の政治的支持が失われた場合、特に同盟を支える物的基盤だけでなく、同盟についての規範的・認識的基盤が弱まった場合が重要であると考えられている⁽²⁰⁾。

次に、同盟終結の抑制要因としては、制度論に基づく議論と、規範的要因に基づく議論が存在する。例えば、リベラル制度論の観点からは、いったん同盟が形成された後で同盟を運営するための制度化が起こり、仮に初めに同盟ができたときの力の構造が失われても、なお制度としての同盟が存続するということが予測可能であるとされている⁽²¹⁾。

また、規範的要因については、コンストラクティヴィズムの立場からの議論が存在する。この立場によれば、同盟を支えているのはパワーや利益という物質的なものではなく、むしろアイデンティティ、政治的イデオロギー、

(19) 分析する対象は大きく異なっているが、推進要因、抑制要因、これらを比較考量する仕組みの「三点セット」という分析枠組みは、北野充『核拡散防止の比較政治—核保有に至った国、断念した国』ミネルヴァ書房、2016年、pp. 1-2を参考にした。

(20) 前掲、土山、p. 320。

社会・経済の仕組み、言語、文化、歴史認識など、価値体系の共有にあるとされている。したがって、物的基盤ではなくこれらの価値体系が時間の経過とともに風化するとき、仮に同盟を組むだけの物的な利害関係の一致があっても、同盟は衰退することになるという⁽²²⁾。ここから、規範的な価値体系が強固であれば、同盟の終結を抑制する可能性があると考えられる。

最後に、これらを比較考量して判断する仕組みについて説明する。先行研究においては、前述した推進要因と抑制要因は、いくつかの要因を個別に列挙しているに過ぎない。そこでの議論においては、諸要因間の相互作用には言及していないのである。しかし、ある要因が個別に作用している可能性を考察すると同時に、要因間の相互作用の可能性や、複数の要因が同時に作用している可能性も、分析の射程に含める必要があるのではないだろうか。すなわち、先行研究において指摘されている同盟終結の推進要因と抑制要因の相互作用を考慮する必要がある。

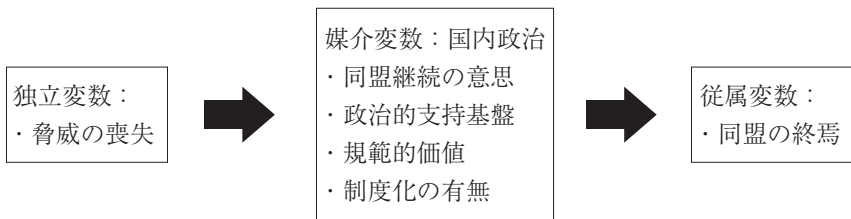
本論では、この目的を達成するための方法の一つとして、ネオクラシカル・リアリズムのアプローチを用いる。ネオクラシカル・リアリズムは、ネオリアリズムと同様にまずは「国際システム・レベルの構造要因が国家の対外政策を規定する」と想定する。しかし、同時に国内レベルの要因や個人レベルの要因を媒介変数として位置付けるアプローチである。

以上を踏まえると、本論の分析枠組みと論理は次のようになる。第一に、システム上の要因として、国際システム上における要因の変化が起こる。これによって、既存の同盟は解体への圧力にさらされる可能性がある。しかし、

(21) 同上、p. 317。制度化に関する具体的な議論には以下のものがある。Robert B. McCalla, NATO's Persistence after the Cold War, *International Organization*, Vol. 50, No. 3 (Summer 1996) pp. 445-475; Celeste A. Wallander, Institutional Assets and Adaptability: NATO after the Cold War, *International Organization*, Vol. 54, No. 4 (Autumn 2000) pp. 705-735.

(22) 同上、p. 317-318。

システム上の変化が直接同盟の終結という結果に至るわけではない。媒介変数としての国内政治的要因が作用するからである。そこで、第二に、国内政治上の要因として、同盟継続への意思、政治的支持基盤、規範的価値の存在が作用する。さらに、制度論に基づく同盟の制度化の有無が同盟の存続を左右する。これらの諸要因を比較考量することで、複数の要因を考慮して、同盟の終結過程を分析することが可能となる。以上で述べた論理を図示したものが図 1 である。



(図 1 柴田 2020, p. 180)

(2) 方法論と事例選択の基準

本論では、同盟の終結過程を検証するために事例研究 (case-study) を行う。同盟終結のプロセスを明らかにするためには、仮説の因果関係が事例に合致するか否かを経験的に検証することが必要だからである。事例研究を用いた実証手続きとして、本稿では過程追跡法 (process tracing method) を用いる。

過程追跡法とは、出来事の連鎖経路を調べるか、初期の事例条件が事例の結果に変換されていく意思決定過程を調べる方法である⁽²³⁾。研究者は、事例の結果を生み出す因果プロセスを逆に辿って追跡し、その文脈からそれぞれの原因が何から引き出されたのかについて、それぞれの段階において推論す

(23) Stephen Van Evera, *Guide To Method for Political Science* (Cornell University Press, 1997) 邦訳『政治学のリサーチ・メソッド』、pp. 66-76

る。この逆戻りの過程追跡が成功すれば、研究者は主要な原因にたどり着く。

このような過程追跡という手法は、他の研究手法を補完する。例えば、合理的選択モデルや数理モデルがかなり高い精度である結果を予測する時でさえも、それらが想定したり示唆したりする因果メカニズムが実際にその事例で作用していたことを明示しなければ、納得できる因果説明とはならない。なぜなら、適切な因果説明には、独立変数の効果と、因果メカニズムもしくは結果に至るプロセスの観察の両方について、経験的に裏付けられた主張が求められるからである⁽²⁴⁾。

ゆえに、本稿の第4節以下では、これらの方法を活用することにより、同盟の終結の因果関係を事例研究によって検証する。

ところで、前述のように、戸部は、20世紀において日本が結んだ同盟は10個であると指摘している⁽²⁵⁾。それらを締結順に並べれば、1902年の日英同盟、1916年の第4次英露協商、1918年の日課共同防敵軍事協定、1932年の日満議定書、1940年の日独伊三国同盟、1941年の日泰同盟、1943年の日緬同盟、日比同盟、日華同盟、そして戦後の日米同盟となる。そして、戸部によれば、日本が結んだこれらの同盟に関して際立っているのは、同盟相手国ないし政府が消滅していることであり、日本が明確な決定と手続きに従って廃棄したのは日英同盟と日華共同防敵軍事協定だけである⁽²⁶⁾。

同盟が異なる二国間の協定である以上、その終結が他方の国の消滅によってもたらされるのはある意味当然である。ここで問題となるのは、そのような状況以外の場合、つまり、当事国や政府が消滅していないにもかかわらず同盟が終わる場合である。日本外交史の事例で言えば、先に挙げた日英同盟

(24) Alexander L. George and Andrew Bennett, *Case Studies and Theory Development in the Social Science* (Cambridge: MIT Press, 2005) 邦訳『社会科学のケース・スタディ』pp. 227-256

(25) 前掲、戸部、pp. 139-146.

(26) 同上、pp. 144-145.

と日華共同防敵軍事協定がこれにあたる。そのため、本稿においては、これら二つの事例のうち、日華共同防敵軍事協定においてどのような要因が同盟の終結をもたらしたのかについて検討することとする。

(3) 史料について

最後に、本論で用いた史料について述べる。まず、当時の歴史的事実関係に関しては、通史解説書にあたった。また、日本の同盟終結の動機に関しては、これらの公刊書、ならびに該当する『日本外交文書』、さらには『太平洋戦争への道 別巻 資料編』などに掲載されている外交史料を分析し特定することとした。また、消失記録を補填しうる史料として、松本記録を利用した。これは、故松本忠雄元衆議院議員が、外務参与官及び外務政務次官在任中に政治、外交、条約関係などの重要文書を筆写したものである。この文書は筆写文書であるため、本来の「記録文書」とは異なる性質のものだが、戦災等で焼失した記録文書を補填する上で貴重なものであることから、記録分類法に倣って分類番号を付し、「松本記録」として本来の記録とは区別して整理されている⁽²⁷⁾。本論は、これらの一次史料に依拠した上で、足りないところは有力外交史家による学術文献を参照することとした。

3 日華共同防敵軍事協定の締結とその背景

(1) 当時の国際環境

まずは、当時の国際環境を概観する⁽²⁸⁾。この時期の重要な出来事は、1914年の第一次世界大戦勃発である。大戦が起こると、極東の国際的な力関係は大きく変化した。なぜなら、西欧列強がヨーロッパでの事態に引き付けられ

(27) 松本記録に関する説明については、以下の外務省のホームページを参照した。https://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/honsho/shiry/shozo/senzen_1.html

(28) 以下の事実関係は、具島兼三郎「日中関係と国際情勢—日露戦争から太平洋戦争まで—」日本国際政治学会編『国際政治』第15号「日本外交史研究 日中関係の展開」(1961年)を参照した。

て極東の事態を省みることができなくなり、中国に対する侵略の手を緩めて参戦を促すようになったからである。日本は、西欧列強が中国への関与を弱めた隙に、中国に対する侵略に乗り出した。山東省の軍事占領や1915年の二十一カ条の要求によって中国の植民地化が進められた。

日本のこのような行動は、当時の極東情勢が日本に有利であるとの認識に基づいていたが、中国国内の情勢もまた、日本にとって有利であると認識されていた。すなわち、この時期の中国では辛亥革命が起きて清朝政府が崩壊していた。この革命は、革命勢力が封建勢力を徹底的に掃滅することなく妥協したため、生き残った封建勢力は、袁世凱を中心に勢力を立て直し、外国の援助を受けて革命勢力を抑えうるまでになった。その後、1917年頃になると袁世凱は去り、段祺瑞の時代になっていた。彼は中国の第一次世界大戦への参戦を決定し、参戦を口実に日本から借款を受け取るようになった。

さらに、1917年にロシア革命が起これると、日本は中国に対しソヴィエト勢力の東漸に対する共同防衛を提唱したが、真の狙いは共同防衛という名目で中国に対する支配権を強化することであった。このような思惑のもとで、日本は多額の借款を段祺瑞政権に与えたのみならず、日華共同防敵軍事協定を締結させた。

これらの取り決めに対して、中国国民は、中国の日本への隷属を強めるとして反対した。しかし段祺瑞は世論を無視し、1918年には、日本との間で山東善後協定を締結し、日華共同防敵軍事協定の延長を決定した。

(2) 中国の国内状況と段祺瑞政権

袁世凱が死去した後、北京政府は段祺瑞を中心とする安徽派と、馮国璋・曹錕・呉佩孚らを中心とする直隸派に分裂した。これを受けて、日本政府は安徽派を支持し、英米は直隸派を支持することとなった。そして、寺内内閣は援段政策によって段政権との関係を深めていった。段内閣が成立すると、段は直ちに武力統一政策を表明した。そして、この段祺瑞の勢力拡大の基盤

となったのが、西原借款を中心とする寺内内閣の援段政策であったことが指摘されている⁽²⁹⁾。このことから、段にとって、日本との関係は自らの政治目的を達成するために重要であったことがわかる。段のこのような思惑は、彼が日本との軍事協定の存続を強く望む理由となったのである。

また、中国国内では第一次世界大戦への参戦問題をめぐって政争が繰り広げられていた。参戦派の梁啓超、段祺瑞対反対派の孫文、黎元洪その他大勢という対立構図であった。ここに総統府と國務院との対立が深まった。1917年5月に段政権が参戦案を国会に提出すると、国民党系を中心とする反対勢力が結束して抵抗した。黎元洪は段を國務総理から罷免したが、これを契機に安徽、河南、奉天、山西、陝西、浙江、福建などの軍閥が独立を宣言した。このような状況を見て同年7月には安徽省督軍張勳が調停のために入京し、清朝復辟の宣言を行った。しかし、段祺瑞の紫禁城攻略によって失敗し、再び段政権が成立することとなった⁽³⁰⁾。そして、段祺瑞は8月14日に、対ドイツ・オーストリア宣戦布告を行った。

その後、「復辟運動ノ失敗及段祺瑞ノ入京ヨリ略ホ一段落ヲ告ケ馮副総統ハ黎大総統退任ノ後ヲ承ケテ大総統代理ニ就任シ段祺瑞ヲ中心トシテ北洋派ト進歩派トノ有力者ヲ網罷セル内閣ノ組織ヲ見ルニ至⁽³¹⁾」った。その一方で、「南方派ノ現状ヲ考察スルニ孫文唐紹儀等ハ目下広東方面ニ於テ西南諸省ヲ糾合シ現政府ニ反抗セム⁽³²⁾」という南北対立の状況が現れた。つまり、8月には広州で非常国会が開催されて孫文が大元帥に就任し、広東軍政府が樹立され、中国国内において南北政府が対立するという状況になった⁽³³⁾。

(29) 白井勝美『日本と中国——大正時代』原書房、1972年、pp. 123-127。

(30) 小松和生「第1次大戦期寺内内閣の外交および軍事=経済政策—対ソ戦略と総力戦体制」『富大経済論集』第31巻第1号、1985年7月、pp. 59-60。

(31) 外務省編『日本外交年表並主要文書・上』p. 437。

(32) 同上。

(33) 前掲、小松、p. 60。

その後、北京政府の主力である直隸派が和平を唱えて段祺瑞に反対した。これによって段は國務總理を辞任したが、参戦事務督弁に就任して、事実上北京政権の支配権を維持した。

(3) 軍事協定の内容とその目的

日華共同防敵軍事協定は、全12条および附属協定全7条からなっている。その内容は主に、「日支両国陸軍ハ敵国勢力ノ日ニ露国境内ニ蔓延シ其ノ結果將ニ極東全局ノ平和及安寧ヲ侵迫スルノ危険アラムトスルニ因リ此ノ情勢ニ適応シ且両国カ此ノ次ノ戦争参加ノ義務ヲ実行セムカ為共同防敵ノ行動ヲトル⁽³⁴⁾」（第1条）、「（前略）軍事行動区域内ニ於ケル支配地方官吏ハ該区域内ニ在ル日本軍隊ニ対シ尽力協力⁽³⁵⁾」（第3条）、作戦上必要ノ建設例ヘハ軍用鉄道電信電話等ノ如キコトニ関シ如何ニ設備スヘキヤハ両国総司令官ニ於テ臨時之ヲ協定⁽³⁶⁾」（第7条）としている。このように、中国を対ソ作戦の軍事的前進基地として中国側の協力義務を規定し、中国内の駐兵権と自由な軍事的使用・行動権を規定したものであり、それは単に対ソ戦略のための手段にとどまらず、中国の軍事的警察的支配それ自体をも目的とした内容であったといえることが指摘されている⁽³⁷⁾。具体的には、日本軍の満蒙駐屯や、日本の軍事教官による中国の大戦参加軍の訓練について規定しており、日本軍は北満や外蒙に出兵することも可能であるとされ、日本軍が出兵した場合にはその地方の中国官吏は極力日本軍に協力しなければならないとされていた⁽³⁸⁾。

では、このような内容の軍事協定はどのような目的を有していたのであろうか。第一に、第一次世界大戦における中国の参戦が関係している。中国は

(34) 外務省編『日本外交文書』大正7年第2冊上巻、第376号文書、p. 367。

(35) 同上、p. 367。

(36) 同上、p. 368。

(37) 前掲、小松、pp. 68-69。

(38) 前掲、具島、p. 6。

1917 年 8 月にドイツおよびオーストリア＝ハンガリー帝国に宣戦布告し、日本と中国共通の敵として、ドイツおよびオーストリアが浮上した。これによって、日中共通の敵・独塊に対し軍事的共通行動をとることが目的となった。しかし、この第一の目的はあくまでも名目的なものであり、第二の真の目的が別に存在した。

第二の目的は、1918 年 4 月のブレスト・リトフスク条約とそれに基づく「露独東漸」の危機意識にあったが、同時に列強との共同による対ソ戦略の実施・シベリア干渉の提起とその強行策にあったという⁽³⁹⁾。当時の原敬は、「独露講和未だ成立せざるも遂に成立するかと思はる。此講和成立せば独逸の勢力は露国に加はるものと認めざるべからず、而して一たび独逸の勢力露国に加はらば、次に来るは平和克服の前と後とに拘らず、支那に其勢力を加ふるものと考えざるべからざれば、此際支那に対し相当の措置を要す⁽⁴⁰⁾」と述べている。

このように、軍事協定は、対ソ危機感と対ソ干渉の強行を通じて中国を軍事的前進基地化することを目的としていた。そして、このような思惑は、当時の中国国民の知るところとなり強い批判的世論を招いた。この世論は軍事協定の終結要因の一つとなったのである⁽⁴¹⁾。

4 事例分析：日華共同防敵軍事協定の終結過程

本節では、本節では、第 2 節で提示した分析枠組みに基づいて、同盟終結に関する具体的事例としての日華共同防敵軍事協定の終結過程を分析する。

(1) 国際システムレベルの要因——脅威の存在

同盟の終焉をもたらす国際システムレベルの要因は、国際体系の変化である。ネオリアリストの理論では、国際体系が独立変数で同盟はその従属変数

(39) 前掲、小松、p. 68。

(40) 原奎一郎編『原敬日記』第 7 巻、乾元社、1951 年、pp. 311-312。

(41) 世論が軍事協定に果たした役割については、第 4 章で詳細に議論する。

である。したがって、国際体系の変化は同盟の組み方や同盟政策の内容に変化をもたらすと考えられる⁽⁴²⁾。ウォルトは同盟の形成に関する研究において、国家は脅威に均衡するために同盟を形成すると主張している⁽⁴³⁾。この論理を逆用すれば、国家は脅威が消滅すれば同盟を継続させる誘引が弱くなり、同盟は解体に向かうかもしれない。また、自国のパワーや安全が強化された結果、同盟の継続が不要になる場合も考えられよう。実際ウォルトは、同盟の終焉をもたらす条件について考察した論考において、脅威の変化という要因を最も重視している⁽⁴⁴⁾。

このように、同盟の終焉を考察する際に、国際システムレベルでの分析は最も簡潔な説明を提供する。それでは、当時日本が置かれた状況を振り返って見た場合、国際システム・レベルではどのような要因が働いていたのだろうか。

ここで重要なのは、第一次世界大戦の終結である。この大戦の結果、連合国側が勝利し、ドイツ及びオーストリア＝ハンガリー帝国が敗北した。そもそも、日華共同防敵軍事協定締結の名目は、日本と中国の共通の敵であるドイツ及びオーストリアに対し軍事的共同行動をとることであった⁽⁴⁵⁾。第一次大戦の終結は、軍事協定の目的を失わせることを意味した。実際、11月24日の石光天津軍司令官から上原参謀総長宛の電報を見てみると、「歐洲戦局ノ結果北京大総統府部内ニ日支軍事協約ヲ取消スヘシトノ議アリテ参戦督弁処ニ於テモ該協約取消シニ関スル手續及取消後ニ於ケル国防軍配置ニ就キ研究中ニシテ頗ル秘密ヲ厳守セル由ナリ⁽⁴⁶⁾」とある。ここから総統府内でも、共通の軍事的脅威が消滅した今となつては、軍事協約は廃棄すべきであると考

(42) 前掲、土山、p. 320.

(43) Stephen Walt, *The Origins of Alliances*, Ithaca: Cornell University Press, 1987.

(44) Stephen Walt, "Why Alliances Endure or Collapse," *Survival*, 39 (1), 1997, pp.156-179.

(45) 大畑篤四郎『日本外交史 日本外交史研究別巻Ⅰ』成文堂, 1986年, p. 102.

(46) 『日本外交文書』大正7年、第2冊上巻、第394号文書。

えられており、手続きやその後の軍事配置について秘密に検討が開始されたことが分かる。

また、大戦の終結によって軍事協定存続の名目がなくなったことを受けて、日中両国陸軍当局者は、協定の有効期限の確認を行なっている。協定の有効期限は、陸軍軍事協定第11条に「戦争終了ノ時」と曖昧に定められていたが、これを「平和条約締結後両国ガ批准シ両国軍隊ガ中国国境外カラ同時ニ撤退スル時」と確認したことが分かる⁽⁴⁷⁾。

しかし、国際システムレベルの分析のみでは説明として不十分であることは先に述べた通りである。もし脅威の消失が同盟の終焉をもたらすならば、全ての同盟は脅威の消失とともに必ず解体されるはずである。ところが、過去の同盟を振り返ってみると重大な例外がいくつか見られる。脅威の消滅に伴って必ず同盟は終焉を迎えるわけではないのである。例えば、NATOが挙げられよう。冷戦中にソヴィエトの脅威に対抗すべく形成されたこの軍事同盟は、冷戦の終結後、ソ連の脅威が消滅したにもかかわらず今日まで続いている。同様のことは、日米安全保障条約についても言える。つまり、同盟の終結について分析する際には、国際システムレベルの検討だけでは不十分である。そこで、国内政治レベルでの分析が必要となるのである。ゆえに次は、国内政治レベルの要因として、中国国内における学生・一般国民の世論、南北和平会議及び段祺瑞政権内における権力闘争が、同盟の終結に与えた影響を検討する。

(2) 国内政治レベルの要因—政治的支持基盤の存在

土山實男によれば、いかに優れた外交政策であっても、国内に基盤を持たない政策はいずれ続かなくなるという。同盟の利益や負担の均衡といった問題も、その計算は初めは政府が行うが、それを国民が認めるかどうかは国内

(47) 外務省保管文書「日支軍事協約一件」1919年2月5日調印。

の政治過程に委ねられるだろう。つまり、政府間で合意が得られても国民の間で支持されなければ外交政策としては機能しないという意味で、議会や世論が最終的には判断する。さらに、何が利益で何がコストであるのか、その計算の方法については、政治体制や政党によって異なるので、国内政治の変化も同様に国際システムレベルにおいての変化以上の影響を同盟政策に与えると考えられている⁽⁴⁸⁾。

本論の分析枠組みによれば、同盟を終焉に向かわせる国内政治的要因は、同盟を支える国内の政治的支持が失われることである。ここでの支持基盤は、同盟を支える物的基盤だけではなく、同盟についての規範的・認識的基盤のことも指す。

前述した通り、コンストラクティヴィズムによれば、同盟を支えているのはパワーや利益という物的なものではなく、むしろアイデンティティ、政治的イデオロギー、社会・経済の仕組み、言語、文化、歴史認識など、価値体系の共有にあるとされ、物的基盤ではなくこれらの価値体系が時間の経過とともに風化するとき、仮に同盟を組むだけの物的な利害の一致があっても、同盟は衰退するとされている⁽⁴⁹⁾。

それでは、日華共同防敵軍事協定において、これらの国内的支持基盤はどのようなものであったのだろうか。以下では、中国国民の世論、南北和平会議にみられる中国国内の政治勢力の態度、段祺瑞を取り巻く権力闘争の三つに分けて政治的支持基盤の要因を検討する。

① 中国国内における世論

日華共同防敵軍事協定は、1918年5月16日及び19日に締結された。しかし、当初からこの協定に対する中国国民の反発は強かったことが明らかにされて

(48) 前掲、土山、p. 239.

(49) 同上、p. 318.

いる。まずは、締結当初の動向を見てみよう。軍事協定の案が具体的になってきた段階で、中国国内の各方面から軍事協定反対の動きが強まった。「北京天津タイムス (Peking Tienchin Times)」は、軍事協定は中国が自ら二十一カ条の要求を実現するものであると憂慮したし、在上海国民党員からの抗議文が林公使のもとに送られたことも指摘されている⁽⁵⁰⁾。また、西南各省の有力者らも連名で馮總統に軍事協定に署名しないよう要請し、東京在住の中国人留学生の中では、軍事協定反対の機運が急速に高まりつつあった⁽⁵¹⁾。このように、軍事協定に対しては締結前から多くの批判が寄せられていた。

この傾向は、その後も変化しなかったようである。帰国留学生や各界は全国的に反対運動を展開し続けた。1918 年 11 月に第一次世界大戦が終結すると留日学生救国団は、北京政府、広東軍政府、督軍・省長、教育会、商会、新聞各社に対して「戦い既に終り、已に防敵の必要なく、中日軍事協定の取消しと、日独開戦当時の日本の青島返還の宣言に従い、青島返還の要求⁽⁵²⁾」を通电している。

その後 1919 年のヴェルサイユ講和会議では、外交総長陸徵祥を団長とする代表団を送る一方で、留日学生救国団も赴欧公訴団を送ることを嫌疑したことが指摘されている⁽⁵³⁾。教育会、総商会から派遣され、提出した条件は、(1) 15 年の 21 カ条取消、(2) 18 年の軍事協定取り消し、(3) 青島返還宣言の実行、(4) 山東省民政署の撤廃、(5) 北方武人と日本とが私結した一切の借款・条約の取消などであったとされる⁽⁵⁴⁾。

中国はヴェルサイユ会議で山東省権益の返還を求めていたが、4 月 29 日にアメリカ・イギリス・フランス・日本の四大国会議において、ドイツの山東

(50) 前掲、臼井、p. 131。

(51) 同上、p. 131。

(52) 菅野、p. 25 において引用されている『民国日報』1918 年 11 月 17 日を間接引用。

(53) 同上、p. 25。

(54) 同上、p. 25 において引用されている『民国日報』1919 年 2 月 4 日を間接引用。

省権益が日本に譲渡されることが決定された。この情報が北京に伝わると、5月7日の国恥記念日に予定されていた国民運動が繰り上げられ、北京大学の学生三千人が天安門前で示威行進を行った。これが五四運動の始まりであり、このとき振られたスローガンの旗に「青島を返せ」「21カ条廃棄」とともに「誓死不承認軍事協定」もあったことが指摘されている⁽⁵⁵⁾。

五四運動は全国的に広がった。五四運動発生以来、各地で運動を展開している学生連合会の全国連合会籌備会も生まれ、その名で、段祺瑞と徐樹錚の続討を通电していた。その学生連合会が、6月16日に上海で正式成立し、その全学連が7月2日に宣布した行進方針には「21カ条、軍事協約、その他一切の中日密約、未だ正式国会を通っていないものは有効と認めず」とあった⁽⁵⁶⁾。

このように、軍事協定廃止への世論は非常に高揚していたことがわかる。では、この時期の日本政府及び中国政府は、協定問題に対してどのような態度を取っていたのだろうか。まず、日本側は、先行研究が指摘するように、協定存続は必要であり、廃止には反対の立場を取っていたことが明らかとなっている⁽⁵⁷⁾。1919（大正8）年9月3日の内田外相から小幡公使宛の電報を見てみると、日本は軍事協定の廃止には反対であるとの報道がなされていたことが分かる⁽⁵⁸⁾。一方、中国側の見解は、立場が一致していない。例えば、東少将が9月10日に靳雲鵬の意見を聞いたところでは、軍事協定は第一次世界大戦終了後の状況に合致していないので別の協定を設ける方が良いというものであったと指摘されている⁽⁵⁹⁾。同年9月11日の東少将から陸軍総長宛の電報を見てみると、「該協定ハ大戦終了後ノ状況ニ合致セサルヲ以テ別ニ便法

(55) 菅野, p. 26.

(56) 菅野, p. 27 において引用されている『五四愛国運動資料』p. 611 及び『民国日報』1919年7月2日より連日「学生連合会緊急啓事」として載せているものを間接引用。

(57) 菅野, p.27.

(58) 外務省保管文書「日支軍事協約一件」内田外相より小幡公使宛、大正8年9月3日。

(59) 菅野, p.27.

ヲ講シ、名実伴フ所ノ協定ヲ設クルコトカ時勢ニ順応スル方便ナリ」と語ったとされる⁽⁶⁰⁾。ただし段祺瑞の見解は、従来の軍事協定をそのまま存続させるべきであるというものだった。9月13日の在北京東少将から参謀次長宛の電報には「張志譚ノ青木中将ニ語ル所ニヨレバ軍事協定廃止ノ意見ハ外交部側ヨリ出テタルモノニシテ依然従来ノ精神ノミヲ存シ西伯利過激派ニ對シ更ニ別個ノ協定ヲ締結セル時ハ外交部ハ新協定ノ締結ニ當リテハ欧米ヲモ引キ入ルル事トシ却テ煩累ヲ来スヘク大統領モ段祺瑞等モ此際協約ノ改定ヲ行ハス従来ノモノヲ其俣存續セシムル考ナリ⁽⁶¹⁾」とあり、段祺瑞は軍事協定の存続を考えていたことが分かる。

1920年1月10日、ヴェルサイユ条約が発効されたが、その後の19日に日本は中国に対し、山東主権返還問題で日中直接交渉を申し入れた。すると、この日本の直接交渉要求に対し、各界から全国的な反対の声が上がってきた。例えば、上海では、江蘇教育会など各団体が一月下旬に相次いで直接交渉拒否や国際連盟への提訴を求める電報を打ったことが明らかとなっている⁽⁶²⁾。1月31日には全国各界連合会、全国学生連合会、上海各界連合会の3万人の集会があり、「反対直接交渉」、「打破願経軍閥」、「廢二十一条」、「廢除中日間亡国条約」とともに、「取消軍事協定」が唱えられており、同様の動きは、天津や山東省議会、済南各界連合会、山東学生連合会でも見られる⁽⁶³⁾。

北京政府はこれらの直接交渉反対運動に対しては弾圧策をとったが、世論に押され直接交渉を受け入れる正式決定はできず、日本に対して曖昧な態度を取り続けた。

以上のように、中国の学生・一般国民は軍事協定に反対し、積極的に行動を起こした。先行研究が明らかにしているように、彼らは、「南北和平会議、

(60) 外務省保管文書「日支軍事協約一件」東少将より陸軍総長宛、大正8年9月11日。

(61) 松本記録「日支軍事協約一件」在北京東少将より参謀次長宛、大正8年9月13日。

(62) 菅野, p. 29.

(63) 同上, p. 29.『民国日報』1920年2月1日

福州事件、直接交渉反対運動の時、波状的に廃止への世論を盛りあげ、その際、これと関連する日華排斥運動では、商学即ち商人と学生の対立はあったものの、協定廃止では一致し得て、廃止に追いつめて行った⁽⁶⁴⁾。

したがって、先行研究が指摘するように、当時の外交文書、電報等の記録を見れば、第一次世界大戦の終結後、軍事協定存続に対する批判的世論は高まる一方であり、学生・一般国民は一貫して協定廃止を唱えたことが分かる。しかし、本論ではこれらの世論要因のみならず、その他の要因にも注目する。なぜならば、南北和平会議の開催と軍事協定存廃問題は中国国内において関連づけて議論されるようになっており、最終的には、南北和平会議の開催と引き換えに、軍事協定を廃止するという決定がなされているからである。次項ではこの点について見ていく。

② 南北和平会議と軍閥勢力による圧力

軍事協定は、南北和平会議でも大きな問題となったことが指摘されている。南方勢力は、軍事協定に一貫して反対していた。彼らは軍事協定締結時から反対し、ことあるごとに軍事協定廃止を主張した。なぜなら、段祺瑞の受け入れる様々な西原借款が南方勢力の弾圧に流用され、参戦借款により編成された参戦軍が、南北和平会議の頃でも利用されるなど、軍事協定の中で南方の弾圧は進められていたからである⁽⁶⁵⁾。本項では、南方勢力が軍事協定の終焉過程において果たした役割について検討する。

軍事協定は、1919年2月20日から上海で始まった南北和平会議で大きな問題となってきた。軍事協定の存続期間の確認は協定の存続期限の事実上の延長であることなどを問題とし、軍事協定廃止の主張がなされた。同年5月10日に再開された南北和平会議でも、一切の日中密約の無効の宣布、関係者

(64) 同上, p. 34.

(65) 菅野, p. 34.

の処罰、国民への謝罪が要求された。

翌 1920 年 2 月 6 日、広東軍政府は再び山東省主権返還問題の直接交渉反対の打電をし、翌 7 日には軍事協定取消を打電するなど、軍事協定廃止が再び重要な課題として浮上した。反段祺瑞派にとっては、安徽派に対する軍事的・財政的援助を断ち切ることが段祺瑞打倒の条件であり、また、大戦終了後に口実となっていたシベリア出兵も日本を含む各国軍隊が撤退を開始し、軍事協定存続の理由がなくなっていたからであると指摘されている⁽⁶⁶⁾。

北京政府は、広東軍政府の軍事協定廃止の要求を受け、靳雲鵬総理の名で軍事協定の効力を停止すると宣言した。3 月 24 日の東少々から参謀総長宛の電報には、「軍事協定ハ素ト独塊ヲ防止スル為ニ設ケタルモノナルガ現在欧州戦争終結シ各国ノ露西亞ニ駐在セル軍隊ハ孰レモ既ニ撤回ス故ニ我カ國モ亦當然此行動ニ出ツヘリ其全隊撤退ノ時ヲ待ツテ即時軍事協定ノ発生スル効力期ヲ停止スルコトヲ宣言ス⁽⁶⁷⁾」とあり、靳雲鵬総理の名で、中国も各国と同一の行動をとり、全軍隊のシベリア撤退の時をまって、軍事協定の効力を停止すると宣言していたことが指摘されている⁽⁶⁸⁾。

一方、日本側の動きは、4 月上旬、小幡公使は内田外相宛の電報で、南北統一の障害は主として軍事協定にあり、北京政府が軍事協定を廃止すれば、南北和平会議も再開し、統一問題も解決する。中国世論も反発を強めているので軍事協定を廃止するのが望ましいといった内容を伝えている⁽⁶⁹⁾。

広東軍政府は南北和平会議再開の条件として、協定の廃止を要請しており、小幡公使も、これが疑惑の種となり、南北統一の障害となっているので、日本政府もしかるべく考慮するよう上申していたという⁽⁷⁰⁾。4 月 3 日の在中國

(66) 同上, p. 30.

(67) 外務省保管文書「日支軍事協約一件」東少将より参謀総長宛、大正 9 年 3 月 24 日。

(68) 菅野, p. 30.

(69) 菅野, p. 30

(70) 同上, p. 32.

小幡公使から内田外相宛の電報には、「日支軍事協定ノ存立ハ久シク西南側一般疑惑ノ焦点トナリタルコトハ御承知ノ通りニテ之ガ廢棄ハ南方唯一絶対ノ希望ナル……西南軍政府ハ北京ニ対シ南北和議再開ノ条件トシテ同協定ノ廢棄ヲ電請シ来リ……要スルニ政府ハ如何ニ弁解スルモ明白ニ軍事協定ヲ廢棄セザル限り全国ノ疑懼ヲ去ル能ハザル……⁽⁷¹⁾」とあり、中国西南側の軍事協定廢棄の要望に対し、日本側も考慮を払うべきであるという意見が伝えられている。この時期になると、軍事協定の存続が及ぼす悪影響を日本側も深刻に懸念するようになっていたことが分かる。同盟によって被る損失が、同盟によって得られる利益を上回る可能性について認識されたのである。

しかしその一方で、同盟の廢棄はこの時点でまだ実現していないのも事実である。4月17日時点で既に廢棄の方向に向かっていた軍事協定であるが、実際の廢棄は1921年1月まで実現していない。なぜこのような差が生じたのだろうか。このタイミングの問題を説明する必要がある。そこで、批判的世論及び軍閥勢力からの圧力以外の要因についてさらなる検討が必要となる。すなわち、北方勢力内における権力闘争とその帰結としての安直戦争である。次項ではこの安直戦争が果たした役割について検討する。これによって、軍事協定がなぜ1921年1月の時点で廢棄されるに至ったのかが明らかとなる。

③ 北京政府における権力闘争と安直戦争

国内政治の変化は同盟政策に重大な影響を与える可能性があることは先に述べたとおりである。例えば、帝政ロシアの崩壊によって日露協商は消滅した。これは、当時の日本に大きな衝撃を与えた。なぜなら、日本は日英同盟に代わる外交の柱として帝政ロシアを同盟国として頼りにしていたからである。日英同盟は対米関係との関連から既に頼りがたいものとなっており、四度にわたって締結された日露協約、特に1916年に結ばれた第4次日露協商は

(71) 『日本外交文書』大正9年、第2冊下巻、第557号文書。

実質的には日露軍事同盟であり、第一次世界大戦後に対処する日本外交の軸と考えられていた⁽⁷²⁾。このように、同盟相手国の消滅はもとより、相手国政府内部における同盟支持派の衰退あるいは消滅といった事象は同盟の終焉を考察する際に決定的に重要である。

そして、日華共同防敵軍事協定の終焉過程にもこれらの要因が働いており、決定的に重要であったと考えられる。以下では、軍事協定存続派であった段祺瑞の失脚が同盟の終焉に与えた影響について検討する。

そもそも段祺瑞らは軍事協定の存続を強く希望していた。軍事協定の規定では協定の有効期間が「和平条約締結後、両国が批准し」とされており、中国は和平条約そのものを拒否しているため批准はあり得ず、条件が満たされていないということも軍事協定存続の口実とされていた、と先行研究は指摘する⁽⁷³⁾。しかしこの口実は無意味なものとなった。1920年7月に勃発した安直戦争で段祺瑞の安徽派が敗北し、軍事協定の積極的存続派の軍事的・政治的勢力は消滅したからである。これによって日本政府は支援する対象を失った。さらに、世論の反発も強かったため、軍事協定の廃止を決定した。

安直戦争は、北京政府の主導権をめぐる安徽派の段祺瑞と直隸派が対立したことによってもたらされた。安徽派の中心は段祺瑞であり、軍事協定の存続を主張する立場であった。一方の直隸派は、反段祺瑞派である。戦闘は四日間続き、安徽派が敗北した。8月に段祺瑞は引退し、徐樹錚らは日本公使館に逃亡した。この時点で、軍事協定の積極的存続派は完全に消滅したといえる。もはや軍事協定の存続は不可能となった。

この安直戦争の敗北によって段祺瑞と徐樹錚が失脚した後、同盟の廃棄手続きが実行された。先行研究によれば、在京北京の坂西少将が靳雲鵬総理と会談した際、靳は軍事協定は日本側から自発的に取消しを希望したものとす

(72) 池井優『三訂 日本外交史概説』慶應義塾大学出版会, 1992年, p. 126.

(73) 同上, p. 32.

るのが世論の動向的にも日本のためになるとの考えを伝え、坂西もそれに同調した意見を上申した⁽⁷⁴⁾。9月3日の在北京坂西少将から上原参謀総長宛の電報では、坂西と靳との間でのやりとりが記録されており、「貴国ヨリ自働的ニ其ノ取消ヲ声明セラレンコトヲ希望ス是レ貴国ノ為ニモ有利ナリト考フ⁽⁷⁵⁾」という靳の意見が述べられていることが確認できる。しかし、日本は、軍事協定は中国からの発意で廃止されるべきであるとし、9月17日に閣議決定された。日本は一貫して軍事協定締結・廃止の発議者を中国にし、責任を回避しようとしていたと考えられる⁽⁷⁶⁾。

その後1月28日、陸軍大臣から東少将に「戦争状態終了ノ時期ニ達シタル覚書」の交換をなすよう訓令された⁽⁷⁷⁾。そして日中軍事協定廃棄に関する公文の交換を終えた。この時点で、日華共同防敵軍事協定は終焉を迎えた。

(3) 小括

日中共同防敵軍事協定は、締結当初より中国国民による厳しい批判を受けていた。なぜなら日本政府は段祺瑞政権を軍事的・政治的に援助し、中国国内における優位を確立する思惑があったからである。ゆえに、軍事協定の存続を促す国民の支持基盤はもともと脆弱であり、同協定の制度化も見られなかった。同協定に対しては学生・一般国民による反対運動が頻発していたが、段祺瑞政権は一貫して協定を破棄するつもりはなかった。しかし、安直戦争は同盟の終焉を決定的にした。この戦争で段派が敗れたため、軍事協定の積極的存続派は完全にその軍事的・政治的権力を失った。これを受けて、日本側ももはや協定は廃止せざるを得ないという認識に至り、協定は廃棄された。

先行研究が指摘するように、中国の学生・一般国民の世論は、軍事協定の

(74) 同上, p. 33.

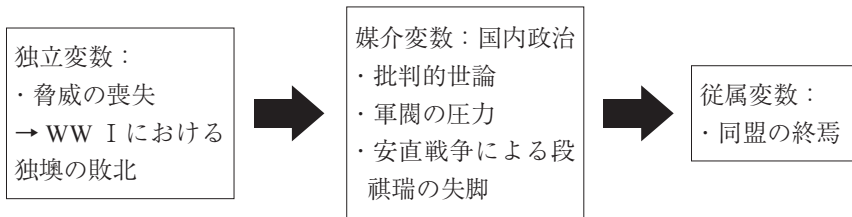
(75) 『日本外交文書』大正9年、第2冊下巻、第561号文書。

(76) 菅野, p. 33.

(77) 『日本外交文書』大正10年、第2冊、第178号文書。

廃止を声高に唱え、次第に日中両国の危機意識を高めていった。しかし、世論という国内レベルの要因のみによって軍事協定が廃棄されたと考えるのは世論の力を過大評価している。同盟の廃棄が実現したのは安直戦争での段祺瑞の敗北によって協定存続の軍事的・政治的基盤が失われてからであった。ゆえに、同盟終結に決定的な影響を及ぼしたのは、世論だけでなく、中国国内における政府レベルでの政治的支持基盤の喪失も重要であったと考えられる。以上をまとめると図2のようになる。

また、日本側にとって重要なことは、協定廃棄に伴って被る損失を最小化することと既得権益の維持であった。この問題に対しては、北満洲の駐兵は軍事協定とは無関係であることを外交部及び張作霖に了解させることでもって対処可能であったため、協定廃止で被る損害は許容可能な程度に限定できた。これも同盟の終焉を促進させた要因であったといえよう。



(図2) 筆者作成

おわりに

本稿は、同盟がなぜ、どのようにして終わるのかを、日華共同防敵軍事協定を事例に分析した。当該事例においては、なぜ同盟締結当事国の双方が同盟の存続を望んでいたのにもかかわらず、同盟終結に至ったのかが重要な問いであった。この問いへの答えは、中国国内の政治状況を分析の射程に入れることによって得られる。つまり、中国国内における批判的世論、軍閥勢力の圧力、安直戦争による段祺瑞の失脚という要素が組み合わさることで、中

国国内における同盟存続派の影響力が失われ、当該軍事協定は終結に至ったのである。当該同盟終結の主要な要因は、先行研究が主張する中国国民・学生の世論、反対運動もさることながら、第一次世界大戦によるドイツ・オーストリアの脅威の消滅という独立変数を遠因に、媒介変数としての国内政治要因が決定的要因となったのである。

また、本稿は、欧米における既存の同盟終結論に着目しつつ、独立変数（脅威の消滅）、媒介変数（国内的要因）、従属変数という枠組みを設定した。このことによって、欧米ではない日本でも同様の要因が使用できるかを部分的に実証することができたのではないだろうか。

さらに、このような分析結果は、同盟の終結を分析する際には、同盟締結の主要な動機である脅威が消失することを考慮に入れるのみならず、同盟締結国の国内政治情勢も重要な要因として考慮に入れるべきであることを示唆しているのかもしれない。

しかし、本稿で対象とした事例はあくまでも日華共同防敵軍事協定という一事例にすぎない。そのため、本稿の事例分析だけで同盟終結のモデル提示にどの程度寄与できたのかには問題が残っている。そのため、今後さらなる比較・事例研究を行うことが課題となる。